

した初期商人とは異なる、新興商人として抬頭したが、享保頃より藩権力と密接に結びついて財政金融方面に参与し、ことに綿政所頭取を代々つとめて、特権門閥商人化したものであつたことを明らかにし、さらにその商人意識や教養面にも触れている。

魚澄惣五郎「近世城下町の系譜」は、いわば本書の総論で、古代中世都市の性格から説き起し、たえずヨーロッパとの相違を顧みつつ、大名領国下に成立する都市、とくに城下町の形成を論じて、その歴史的性格を明確にしたもの。応仁の乱前後から著しい小都市の発生は、市民―商工民の自主的群居によるのではなく、封建的強力主義の権力者の構想に成り、住民は保護・服従の關係にあつて、いわば封建制度が都市発生の母胎ともなつた。ヨーロッパでは都市の発展―商工業者の興隆が封建制度を崩壊させたが、日本では、都市発達を促した楽市楽座や徳政免除なども戦国大名の富国強兵策の現われであり、外国貿易に栄えた都市の発達をみてもヨーロッパの自由都市的支配機構はでき上らず、まして都市は封建大名と対立抗争したり、その統制、封建秩序から脱却したのではなく、町人は中世封建社会を交脱させる自覚も力もない存在であつた。日本の都市は封建制につちかわれながら伸びて行つたのであり、かような系譜を引いた近世城下町では、市民意識は明確に醸成されず、保守的傾向はつよく、著しい近代的発展への方向を示さなかつた。

以上、諸論文の要旨を私なりに紹介してみた。紙面に限られてきわめて不十分であるうえ、諸家の意を誤り伝えていないかと恐れている。その点ひとえに御寛恕を乞うとともに、このようになつたない紹介も、幸いに読者が直接本書を閲読せられる機ともなりうればと念じている。

韓 国 磐 著

## 隋唐的均田制度

河 崎 章 夫

北魏に始まり唐代中期に崩壊した均田制の意義が、中国史上極めて重要なものであることはここにあらためて云うまでもない。しかしながら均田制に関する諸問題はすべて解決されているわけではなく、例えば、唐代の均田制が実際に行われていたのかどうか、といった最も根本的な問題ですらいまだに滯一するところを知らない状態である。この問題はたんに我が国学界のみならず、中国においても未解決のようである。「歴史研究」の一九五四年第四期に鄧広銘氏が「唐代租庸調法的研究」を発表し、均田制施行を否定したことによつて論争の機が作られ、その後、本書の著者韓国磐・岑仲勉・胡如雷の三氏が同雑誌一九五五年第五期に鄧氏の論に反駁を加え、更に李必忠氏が四川大学学报（社会科学版）一九五五年六月版第二期に、烏廷玉氏が東北人民大学学报一九五五年七月版第一期にそれぞれ鄧氏に対する反論を草し、これまた定説を見ない。

本書の著者については、右に挙げた鄧氏に対する反論「唐代的均田制与租庸調——对鄧広銘同志『唐代租庸調法的研究』一文の商榷」の他に、一九五四年七月上海人民出版社刊の「隋朝史略」の著述のあることを知るのみで他は何もわからない。

さて本書はかなり概説書風に書かれてはいるけれども、それだからといって軽々しく取扱つてはならない。恐らく先に述べた論争中

に深められたものが、本書となつて生れたようである。マルキシズム理論に拠りながら堅実な論を展開している。その構成は、前言・一隋唐実施均田制の条件・二隋唐実施均田制の弁法・三隋唐的租調力役制・四隋唐均田の情況和作用・五唐代均田制の破壊・后記、となつてゐる。

以下簡単に要点を列挙して紹介しよう。

前言においてはマルキシズムに立つ著者自身の立場を明確にし、「封建社会の基礎は封建土地所有で、中国でも例外ではない」。しかしその内には二つの特徴があつて、一つは「土地買売」で、一つは「国家は最高の地主」であるとし、この二特徴の下に商鞅变法、董仲舒の「限田名田」、師丹の「限田」、王莽の「王田」、西晋の「占田」等の田制史を概観する。

一、隋唐実施均田制の条件では北魏から北斉、北周を経て隋唐へ受け継がれた均田制を通観し、隋唐均田制の系統を跡づける。先ず最初に北魏王朝の基本的性格を「原始社会末期家長奴隸制」から「封建社会」へ、「血縁組織」から「地縁組織」へ発展したものと規定。ついで封建制の発展につれて生じた豪族の占地隱戸と国家利益との矛盾、征服民族である拓拔族内部の矛盾、拓拔族と漢民族との矛盾、豪族の土地所有と「普天之下、莫非王土」の伝統理念との矛盾、特別には西晋の占田制からの刺戟、或は久しい戦乱によつて生じた広大な荒地や多数の農民、又部落聯盟的軍事酋長から遙かに強大な権力を有する北魏王朝の皇帝への転化等種々の矛盾や条件が均田制施行の必然性を作り出して行き、「計口受田」、百官に對する「頒祿」等一連の政策を経て均田制が施行されたとする。そして北魏均田制の内容に及び、且つ氏族共同体的残余を有する三長制が

均田制と緊密な關係にあつたことを指摘し、ついでこの北魏の均田制を受け継いだ北斉・北周の均田制に及び、北魏均田制との差違を略述すると共に豪族の土地兼併情況の日々の激烈化、均田制の弛緩する様を論じ、あわせて隋唐均田制に對する展開を用意し、均田制の主要目的は、農民を土地に束縛し國家の勞働人口を確保し、農民の剰余生産物を搾取するのに便ならしむることを繰り返す力説する。

二、隋唐実施均田制の弁法、先ず隋代均田制の規定中で以前の制度と異なる部分を一般農民の受田、奴婢と牛の受田、兵士の受田、官吏の受田の各項について説明を加え、また文帝・煬帝が「天下均田」の詔を発しながらも長江以南の地方に對しては南朝以来の豪強大族の反抗にあい、ために遂に均田制を実施し得なかつたと述べている。次に唐代の均田制の内容であるが、確實に均田制は実行されたとし、一般人民の受田、官吏の受田を概述し、更に前代との重要な相違点として、一般人の受田、奴婢と牛の受田、僧尼道士女冠工商の受田、兵士の受田、官吏の受田に及び、又農民の移住の問題、倍田の問題、均田制と里正との關係、里正と計帳・戸籍、土地の買売、貼賃、抵押、老男篤疾廢疾、寡妻妾に對する給田等について詳述し、最後に「隋唐の均田制度は前朝より繼承したものであるが、ただ均田制の具体的措施の上では前朝と多くの相違点がある。……」。しかし「農民を土地に束縛することの本質に至つては隋唐兩朝と前朝とは全く同一である」と結んでゐる。

三、隋唐的租調力役制、先ず隋代の租調力役が北斉・北周に沿ひながらそれを改修したものであることを述べ、賦役の輕減を行い、豪強險占の戸口を國家の掌中に奪回したことによつて、隋朝におけ

る戸口の急激な増加と府庫の充実を見たこと、未受田のものには租庸調を課せなかつたことを論じ、次に唐朝の租庸調についてのべ、ついで租庸調以外の戸税、地税、戸等、或は課戸、不課戸の問題について述べ、租税制度と均田制との關係についてはあらためて魏晉以来の税制より説き起し、隋唐のそれが均田制と不可分の關係にあることを論証する。

四、隋唐均田制の情況和作用、隋唐時代には勿論豪強、官吏の大地所有が行われていたが、全く均田制が空令であつたわけではなく、確実に施行運営されていたことは既にその具体的措施の中に見られたし、荒田の分給等によつても、又敦煌戸籍残巻によつても証明し得るところで、この均田制は当時の階級的矛盾を緩和するに大いに役立つたとする。ただ規定通りに受田し得たのは限られた地方のもののみであつたことは否めないとする。

五、唐代均田制の破壊、農業の發展、商工業の急速な進歩、永業田のみならず口分田、職分田等の買売、官僚への賜田、豪族の土地兼併、高宗・武后以後の科挙の制度によつて新官僚となつた中小地主や商人の土地兼併、或は更に進んで官僚・豪商・地主の三位一体による土地兼併、又寺院の土地兼併、政府の苛重な賦役による均田農民の逃亡等々によつて均田制は急激に破壊され、加うるに均田制を基礎とする府兵制の廢止に代つて募兵制が出現し、更に安史の乱によつて遂に均田制に代つて兩税法の出現を見るに至つたとする。

以上本書の内容を簡単に紹介したが、総じて非常に史実に忠実であるが、私は必ずしも総べてに同意するわけではない。例えば「前言」において中国封建制の特徴として土地の買売を挙げているが、それが特質と云えるだろうか。疑問である。又(一)に於いて北魏の均

田制制定年代と前後して出された一連の「頒祿」「三長制」或は一均賦法」などその制定年代によつて北魏の均田制の意義も若干の影響を受けると考えられているに拘わらず、何の拘泥するところもなく通り過ぎてしまつてゐるのは(本書が概説書風な性格に依るからかも知れないが)、少し物足りない。又(三)において租調力役を問題にして均田制との關係を論じているが、宮崎市定氏、松永雅生氏等の最近の研究によれば、租庸調雑徭の上に差課があつた。更に宮崎市によれば「人民が苦しんだのは租庸調よりも寧ろ差課にあつた」と云われる程であつて、均田制と租庸調の關係など更に考えねばならぬであろう。例においても、同じく敦煌戸籍残巻等を扱ひながら、韓氏は均田制実施の証とするが、鄧広銘氏や鈴木氏は均田制の否定を主張している。この問題は初めにも指摘したように極めて重要な問題でもあるから、兩論を示しながら考察を加えねばならないが、次の機会を待つことにしたい。一体唐の均田制に關しては資料もほぼ限られており、同一資料に依りながら解釈の相違から、全く逆の結果を導き出しているのが現状ではないだろうか。だとすればわれわれは唐代社会が一体どのような社会であつたかを解明すること(それには均田制の研究が最も緊急な問題かも知れないが)から、逆に均田制が唐代社会においてどのように運営されてきたかを結論づけるより他に方法がないのではなからうか。

以上極めて勝手な評であつたかも知れないが、着実な学風の下に複雑な問題を極めて要領よくまとめられた本書を何等傷つけるものではないであらう。一読をおすすめてこの拙い紹介をおわることにする。